

S26. 1. 制定

H28. 6. 改訂

R 4. 6. 改訂

R 5. 6. 改訂

定 款	配 布 No.	
社 外 秘		

# 株 式 会 社 マ ル イ チ 産 商 定 款

株式会社マルイチ産商

# 株式会社マルイチ産商定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社の商号は、株式会社マルイチ産商と称し、英文ではMARUICHI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 水産物、農産物、畜産物および同加工品、塩缶詰類、嗜好食料品、同飲料、調味料、香辛料、乳製品、酒類、油脂その他の食料品の売買、委託販売およびこれらの輸出入
- (2) 衣料品、家庭用日用雑貨の売買およびこれらの輸出入
- (3) 水産物、農産物、畜産物その他食料品の加工および製造
- (4) 倉庫業ならびに製氷、冷蔵、凍結およびその製品の売買
- (5) 食堂、旅館の経営
- (6) 情報産業に関する事業
- (7) 民間企業の諸計算、諸統計の受託代行事業ならびに設備、機械等の導入指導および斡旋
- (8) 各種企業への包装資材および機械設備、食品加工機械設備、冷蔵庫、自動車その他の車両、什器備品等の導入指導および斡旋
- (9) マネジメントに関する相談、企画、調査、診断、改善、教育指導ならびに出版
- (10) 損害保険代理業、自動車損害賠償法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業
- (11) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介等の取引に関する事業
- (12) 総合リース業
- (13) 貨物自動車運送事業および貨物運送取扱業
- (14) フランチャイズチェーン・システムによる加盟店の募集および経営指導
- (15) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を長野市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、63,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則に

よる。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 4 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(招集地)

第 1 5 条 当会社の株主総会は、長野市およびその隣接地において招集する。

(招集権者および議長)

第 1 6 条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 1 7 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 1 8 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 9 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定し、うち 1 名を代表取締役社長とする。

2. 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

3. 当社は、取締役会の決議によって、相談役および顧問を定めることができる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集する。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の議長)

第25条 取締役会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。ただし、取締役会の決議により、代表取締役社長以外の取締役が取締役会の議長となることができるものとする。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務遂行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任および任期)

第35条 会計監査人は株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払を開始した日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息を付けない。

(附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 第 6 6 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 9 条の定めるところによる。